福岡県教職員組合からの意見発信

「臨時的任用職員の処遇改善」にかかわる意見

ご承知のとおり、現在の福岡県の教員不足は非常に激しいものがあります。学校によっては 3 月の内示の時点で 8 欠という学校もありました。これは極端な例ではありません。筑紫地区での大きな規模の小中学校では、7 欠 8 欠が続出しています。それらをカバーしてくださっているのは、まぎれもなく臨時的任用職員の先生方です。保健体育の先生が臨時免許で技術家庭科を教える様子も、私はもう見慣れました。

その方々は、何も好き好んで臨時的任用職員を続けているわけではありません。臨時的任用職員でありながら担任をし、全く知らない教科を教えるだけでなく、テスト問題を作り、子ども・保護者が納得する評価をし、説明責任を果たすための細やかな補助簿をつける。さらに教員採用試験の時には部活動の中体連大会と時期が重なるため、自分のことよりも学校を優先せざるを得ないのです。そんな中で、頑張って採用試験を受けておられる方もいますが、年齢が高くなればなるほど校務分掌の責任も果たさなければならなくなるため、ベテラン講師の方は採用試験をあきらめている方もたくさんいます。その方の問題ではないのです。欠員がなく、教諭が果たすべき責務を果たすことができれば、講師の方も勉強する時間ができるのです。

これまでの交渉の中で、何故 2 級格付けできないのかという理由の中に、講師の方は主任にはなれないという理由もあると聞いています。しかし、たとえ主任でなくとも、校内では講師の方の力量を認めているのです。その方がいないと学校が回らないことをわかっているのです。今後主務教諭が導入されると、3 級格付けになると予想されます。40 代で力量もある講師の方は 1 級です。講師の方の心情になれば、「講師というだけでここまで差をつけられないといけないのか。であれば他の職を探そう。自分の力を正当に評価してくれる場所を探そう」となりませんか。つまり、臨時的任用職員の方を 2 級格付けして欲しいという要求の裏には、講師の先生方の頑張りを県教育委員会から認めていただきたいという願いもあるのです。以上のことから、「臨時的任用職員の処遇改善」に関わって、ぜひよろしくお願いします。

「再任用職員の賃金・一時金」にかかわる意見

一時金には、期末手当と勤勉手当があり、期末手当が「在職していること」に着目した手当であるのに対し、勤勉手当は「どの程度勤務成績が良いか」に着目した手当と認識しています。現在の学校現場では、学年主任をはじめとする各種主任には、30 代から登用されることが多くあります。私が勤めていた学校でも、教員経験 5 年目の若手が学年主任をしていました。

デジタルで過去のデータが豊富に残っていますから、どの時期にどんなことをすればよいかなど、マネジメントに関してそれほど不満はありませんでした。しかし、一旦生徒指導上のトラブルが起きるとマニュアル頼りになってしまい、この生徒の家庭は・・・といった個別の対応をするには経験が乏しすぎるのです。だからどう対応するべきか管理職にお伺いを立てます。しかし、管理職も個別の家庭状況までは細やかに把握などできていません。結果、ベテランの教師からのアドバイスが重要になります。とりわけ家庭訪問が学校から消えつつある現在、親を召喚することはあっても、家庭生活にまで寄り添う生徒指導などベテランの先生以外誰も思いつきません。そのような中で、再任用の先生方の経験は、言葉では表すことができないほど貴重なものとなっています。しかし、再任用の先生方は、一時金が 50%程度です。在職についても半人前、勤務成績についても半人前、そのような評価しかされていないのです。であれば、部活動は持たなくてよいとか、宿泊を伴う行事は不参加でよいとか、校内研究には参加しなくてよい、などの条件が必要ではないでしょうか。先ほども申し上げましたが、再任用職員の方賃金・一時金を改善して欲しいという要求の裏には、再任用の先生方の価値を県教育委員会から認めていただきたいという願いもあるのです。以上のことから、「再任用職員の賃金・一時金」について、ぜひよろしくお願いします。

「勤務労働時間」にかかわる意見

教職員の仕事の状態を指して、「ブラック」と言われることが定着してきました。その理由の一つに、昼休みが全くないことが挙げられます。現場の教師は、昼食指導からすぐに多目的室などに移動して、宿題を忘れた子どもへのペナルティ指導や、委員会活動、行事の指導などをしています。教師に昼休みはないのです。これは教員の主体的な動きではありません。チャイムに追いかけられる毎日の時間の中で、昼休みに働かなければ行事一つ満足に進めることができないのです。昼休みは奪われているのです。子どもたちも一緒です。昼休みの小中学校の校庭を見に来てください。友達と遊んでいる子どもたちの少ないこと。友だちと遊ばないから、人間関係を作る術を知らない。そして学力学力と言われるなら、そりゃ学校も行きたくなくなります。昼休みにゆっくり子どもと話す時間もない、子どもどうしで遊ぶ時間もない、若者たちにとってはそんなところで働きたくなるはずがない、そんな学校に誰がしたのでしょうか。当然教育行政の責任は重大です。

人間関係づくりと学習活動は車の両輪であるにも関わらず、教員が学んだり工夫したりする時間もない中で、学力向上・授業づくりに振り切った指示を教育事務所はしてきます。ハッキリ言っておかしいです。実態調査をやってください。昼休みが取れているか、教師は子どもと触れ合えているか、持ち帰り仕事をしてはいないか、子どもたちは学校を楽しんでいるか、子どもにとって行きたい学校になっているか、現実を調べてください。そして、教員志望の若者がたくさん現れる、未来の学校・教職員をつくる教育行政へと繋げてください。よろしくお願いします。

参考資料

厚労省

非正規雇用労働者の方が自らの待遇に納得して働くことができるようにすることは重要と考えておりまして、学校教職員についても同様と考えております。その上で、公立学校を除きまして、民間の運営する学校において非正規雇用で勤務する教職員については、パートタイム・有期雇用労働法に基づく同一労働同一賃金の適用対象となることから、厚生労働省としては、こうした方々の不合理な待遇差の解消のため、法の履行確保に取り組んでまいります。

文科省

臨時的任用職員の給与については、常勤職員と同等の職務の内容や責任を有する場合には、下位の級に格付を行ったり、各級の最高号級未満の水準を条件として設定したりする取扱いを改める必要があるということに留意をすべきということを、文部科学省の方からもその同様の趣旨を教育委員会に対して周知をしているところ･･･でございます。 ･･･これまで一級の格付だったものが2級というものに上がってきたというような自治体もこれは増えてきている

あべ文科大臣

総務省の方から、常勤職員と同等の職務の内容、責任、有する場合には、下位の級に格付を行う、また各級の最高号級未満の水準を上限として設定したりする取扱いは改める必要があること に留意すべきというふうに総務省の方から示されているところでございまして、文科省といたしましても、これまでも教育委員会担当者向けの会議などの場で同様の趣旨を周知してきたところでございまして、今後ともしっかりと周知徹底を行ってまいります。

望月局長

･･･臨時的任用教員を教諭発令、2級の格付を行っている自治体について、令和六年度の当方の調べでは 24 の自治体が2級の格付を今行っているという状況でございます。